

個人情報保護委員会 業務概要

令和 4 年 7 月
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会について

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。委員長及び8名の委員の計9名で構成。
- いわゆる3条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。

【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は委員会が所管

民間

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等
(令和5年4月～)

監視・監督

個人情報保護委員会

個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進

監視・監督等

国際協力

苦情あっせん

広報啓発

監視・監督

【マイナンバー法関係】

マイナンバー法はデジタル庁が所管

民間

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

委員長・委員の構成について

(令和4年4月1日現在)

委員長及び委員	委員の分野の要件（法第131条第4項）
丹野 美絵子 委員長（常勤） 元独立行政法人国民生活センター理事	消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者
小川 克彦 委員（常勤） 元慶応義塾大学環境情報学部教授	情報処理技術に関する学識経験のある者
中村 玲子 委員（常勤） 元政策研究大学院大学政策研究科教授	連合組織（地方6団体）の推薦する者
大島 周平 委員（常勤） 元出光タンカー（株）代表取締役社長	民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者
浅井 祐二 委員（常勤） 元（株）ブシュロンジャパン代表取締役	民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者
加藤 久和 委員（非常勤） 明治大学政治経済学部教授	行政分野に関する学識経験のある者
藤原 静雄 委員（非常勤） 中央大学大学院法務研究科教授	個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者
梶田 恵美子 委員（非常勤） 全日本空輸（株）取締役常務執行役員	民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者
高村 浩 委員（非常勤） 弁護士	（成年後見制度、高齢者介護など福祉分野の法制度及び実務に精通した者（法定外））

（備考）上記の他に、法第137条1項の定めに基づき、専門の事項を調査させるため、5人の専門委員が置かれている。

委員会の体制について

事務局の定員数

平成28年1月1日（改組時）	52名
平成28年度末	78名
平成29年度末	103名
平成30年度末	119名
令和元年度末	131名
令和2年度末	139名
令和3年度末	148名
令和4年度末	195名

※委員長及び委員9名は除く。

委員会の予算

平成28年度	14.0億円（別途0.8億円補正措置済み）
平成29年度	31.6億円（別途1.2億円補正措置済み）
平成30年度	34.6億円
令和元年度	35.5億円（別途0.5億円補正措置済み）
令和2年度	41.5億円（別途1.3億円補正措置済み）
令和3年度	40.1億円
令和4年度	31.3億円 ※

※ 政府情報システム経費9.5億円は、デジタル庁に一括計上している。

令和4年度予算について

(単位：千円)

事 項	令和3年度	令和4年度※
個人情報保護委員会	4,010,207	3,129,301
1 個人情報保護委員会に必要な経費	1,894,768	2,379,025
うち人件費	1,375,979	1,795,582
2 個人情報の適正な取扱いの確保に必要な経費	2,115,439	750,276
(1) 委員会等経費	16,791	21,832
(2) 特定個人情報の監視・監督に必要な経費	1,623,081	101,795
(3) 特定個人情報保護評価に必要な経費	43,023	28,889
(4) 独自利用事務の手續に必要な経費	716	716
(5) 個人情報の適正な取扱いに関する広報・啓発に必要な経費	72,545	129,793
(6) 個人情報の適正な取扱いに関する国際協力に必要な経費	166,304	180,819
(7) 個人情報の利活用及び監督に必要な経費	137,898	280,571
(8) 広聴・相談業務に必要な経費	55,081	5,861

※ 令和4年度の政府情報システム経費951,110千円は、デジタル庁に一括計上している。

委員会の所掌事務及び活動実績

「令和3年度 年次報告」から

I 個人情報保護法等に関する事務

➤ 令和2年改正法の円滑な施行に向けた取組

- 令和2年6月に公布された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年改正法）の令和4年4月の全面施行に向け、民間部門に関するガイドライン等の改正等を行った。

（参考）令和2年改正法の概要

個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利用のバランス、個人情報が多様に利活用される時代における事業者の責任の在り方及び越境移転データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、利用停止・消去等の個人の請求権の拡大、個人情報の漏えい等が生じた場合における委員会への報告及び本人への通知の義務付け、仮名加工情報の取扱いについての規律の創設等を内容とするものである。

➤ 個人情報保護制度の一元化

- 個人情報保護法の一部改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）が、令和3年5月に可決、成立、公布。
- 同法による個人情報保護法の改正等（令和3年改正法）のうち、令和4年4月に施行される改正部分（行政機関、独立行政法人等及び学術研究機関等に係るもの）について、政令、規則及び民間部門に関するガイドラインの改正を行うとともに、新たに公的部門に関するガイドライン等を策定した。

（参考）令和3年改正法の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律として個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の同法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を委員会に一元化すること、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、同法の規律を適用した上で、義務ごとの例外規定として精緻化すること等を内容とするものである。

I 個人情報保護法等に関する事務

➤ 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更

- 個人情報保護法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」について、デジタル社会の進展等の個人情報をめぐる状況変化、令和2年改正法及び令和3年改正法の施行、国際的な制度調和と連携・協調の観点等を踏まえ、一部変更案を決定し、閣議請議の手続を進めることとした（令和4年4月閣議決定）。

➤ 個人情報保護法に基づく監督等

- 外国の委託先に利用者の個人情報へのアクセス権を付与していたLINE株式会社に対し、令和2年度末から実施した立入検査により、同社の安全管理措置に不十分な点を把握し、取得する個人情報の本人への分かりやすい通知の実施等の指導を実施。
- 多数の破産者等の個人データをウェブサイトにおいて違法に提供している事業者に対し勧告を行ったが、正当な理由なく勧告事項に係る措置が講じられなかったことから、当該ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止すること等を内容とする命令を実施。

➤ 個人情報の取扱いに関する監督の処理状況

1,042件

漏えい等事案に関する
報告の受付

328件

報告徴収

217件

指導及び助言

3件

勧告

1件

命令

➤ 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等

- 令和2年度から設置しているPPCビジネスサポートデスクにおいて、幅広い業種の事業者からの、新たに予定しているビジネス上の個人データの取扱いや匿名加工情報を用いた新たなビジネス等についての相談に応じた（計55件）。
- 公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について包括的に整理を行うため、令和4年1月から有識者検討会を開催。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

➤ マイナンバー法に基づく監督等

- 令和2年及び令和3年のマイナンバー法の改正等を踏まえ、従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供や漏えい等の報告及び本人への通知について具体的な取扱いの説明等を行うため、ガイドライン及びQ&Aを改正。
- 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告において、令和2年度におけるマイナンバーを取り扱う事務に関する体制の整備状況、研修や監査等の実施状況、システムの管理に関する事項等について、2,203機関から報告を受け、おおむね必要な措置が講じられていることを確認。
- 立入検査等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電子媒体による資料徴求、電話、メール又はオンライン会議でのコミュニケーション等の手法も活用。

➤ 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督の処理状況

170件

(うち重大な事態9件)

漏えい事案等に関する
報告の受付

17件

指導、助言等

74件

報告徴収

62件

(行政機関等11件、
地方公共団体51件)

立入検査等

➤ 特定個人情報保護評価

- 行政機関等による特定個人情報保護評価の実施又は再実施について、委員会に提出された全項目評価書を審査・承認。

16件

特定個人情報保護
評価書の承認状況

Ⅲ 国際協力

信頼性が確保された自由なデータ流通（DFFT）の推進に向けた政府全体の取組の一つとして、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境整備に向け、関係機関等との戦略的な対話の実施や国際的な協力の枠組みへの参加等に積極的に取り組んでいる。

➤ 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進

- 欧州関係機関（欧州委員会司法総局等）及び米国関係機関（商務省等）との間で、それぞれ二者間又は多国間による対話を実施。
- 世界各国の個人情報保護政策の基礎及び原則となっているOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスという2つの論点について、引き続き議論を実施。
- G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルに、委員長及び委員が参加。今後本会合の下で実務者会合を開催することや本会合の定期開催を成果として盛り込んだコミュニケ（成果文書）を公表。

➤ 国際会議への参加

- アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム
- 世界プライバシー会議（GPA）

49件

主な国際会議等への参加

➤ 地域別対話

- EU: 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みのレビューに関する作業を実施。令和3年10月にEUとの間で委員級の相互レビュー会合を開催。
- 米国: 日米二国間のほか、日米欧三極間及び多国間の枠組みも含めた日米連携の強化の必要性について、米国との間で再確認。
- 英国: 個人情報保護法第24条（デジタル社会形成整備法第50条施行後の個人情報保護法第28条）に基づく指定のレビューに関する作業を実施。

29件

外国機関との対話実績

IV 新型コロナウイルス感染症に係る対応

- 令和3年12月からデジタル化されたワクチン接種証明書について、その利用が個人情報保護法を遵守したものとなるよう、関係省庁と連携し、証明書を利用する事業者に対して注意喚起を実施。

V 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

➤ 相談受付

- 相談受付件数が全体として増加し、事業者を中心に、令和2年改正法及び令和3年改正法に関する相談や、新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱い等に関する相談が多く寄せられた。

21,237件

(29件)

個人情報保護法相談ダイヤル受付件数
(うち あっせん申出受付件数)

1,076件

(13件)

マイナンバー苦情あっせん相談窓口受付件数
(うち あっせん申出受付件数)

➤ 広報及び啓発

- 令和2年改正法の令和4年4月の全面施行に向け、事業者団体主催の研修会等に講師を派遣して改正法等の内容を解説（約16,400人参加）したほか、個人データの漏えい等事案の報告義務化についての周知資料を約3万社の中小企業に直接送付。
- 令和2年改正法等の内容を周知するため、改正法に関する特設ページ等にアニメーション形式及び動画形式のコンテンツを掲載したほか、事業者向けのハンドブック、リーフレット等を作成。
- 令和3年6月から公式SNS（Twitter）の運用を開始し、委員会ウェブサイトに掲載された新着情報、活動情報等を発信。
- 子ども向け個人情報保護法ハンドブックについて、学校でのリモート授業における留意点等、昨今の情勢を踏まえた内容に刷新。

131回

(約16,400人参加)

個人情報保護法に関する説明会実施状況

令和4年度 委員会の活動方針

令和4年度 個人情報保護委員会活動方針（概要）

令和4年3月
個人情報保護委員会

令和4年度において、委員会が、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

I 基本的な考え方

➤ 個人情報保護法関係

- 個人情報保護制度の一元化に伴う所掌事務の拡大に対応するため、引き続き委員会の体制強化と専門性の向上を図るとともに、官民や地域の枠を越え、さらには国境を越えたデータ流通や社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護の要請に対応する。
- 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効率的・効果的な監視を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い効果的な監視を行う。また、令和5年春以降に監視対象に地方公共団体等が含まれることとなることを踏まえて必要な準備を行う。

➤ マイナンバー法関係

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効率的・効果的な監視・監督を行う。
- 特定個人情報保護評価について、引き続きマイナンバー法の趣旨と規定に則った運用を行うほか、次回の特定個人情報保護評価指針の見直しに向けて準備を進める。
- 独自利用事務の情報連携について、その活用促進に資する取組を引き続き積極的に行う。

➤ 国際協力

- 国際的な協調を通じて、個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築や国境を越えた執行協力体制の強化、また、情報交換・収集を通じた国際動向の把握に取り組む。

Ⅱ 具体的な取組

➤ 個人情報保護法関係

1. 令和2年改正法の円滑な施行等に関する取組

- 引き続き国民に幅広く周知広報を行う。
- 次期の個人情報保護法の見直しに向け、令和2年改正法等の施行状況や国次内外の個人情報保護等に関連する動向調査を行う。

2. 令和3年改正法の円滑な施行に向けた取組

- 行政機関等に係る規律等について、その施行状況を把握し、各行政機関等の適正な個人情報等の取扱いを促進する。
- 令和3年改正法の趣旨を踏まえた形で各地方公共団体等における施行に向けた準備作業が円滑に進むよう、必要な支援を適時に行う。

3. 監視・監督活動 (別添2:「改正個人情報保護法に係る令和4年度の監視・監督方針」参照)

- 様々な情報を総合的に活用し、事業者及び行政機関等に対し、指導・助言及び勧告、報告徴収及び立入検査又は資料の提出の求め及び実地調査を行う。
- 個人情報等の取扱いに関する問題点の発生原因や再発防止策等を分析し、必要に応じて注意喚起を行う。
- 外国執行当局との連携により、外国の事業者に対しても確実な執行を目指す。

4. 個人情報等の利活用

- P P Cビジネスサポートデスクにおける相談への支援を積極的に実施。
- 仮名加工情報制度に係る積極的な情報発信等の実施。
- 認定団体制度に係る対象事業者向け実務研修会やシンポジウム等の開催。

➤ 共通事項

1. 個別の政策分野における関係府省との連携

- 各府省が実施する個人情報等及び特定個人情報の取扱いに係る施策について、関係府省への助言等、必要な対応を行う。

2. 国民からの相談・苦情等への対応

- A I等を活用したチャットボットサービスを運用し、国民の利便性を向上。

3. 広報・啓発活動

- 「個人情報を考える週間」を設定し、広く国民に広報。
- 事業者へ個人データの安全管理措置等について周知。

4. 人材の育成・確保

- 情報セキュリティや国際的な連携を含めた法執行等の知見を有する人材の継続的な確保及び育成。

➤ マイナンバー法関係

1. 監視・監督活動

- 行政機関等に対して、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱い状況や安全管理措置の実施状況について、定期的な検査を実施。
- 地方公共団体等に対して、レビュー検査により一層注力することで、効率的かつ効果的な検査を実施。

2. 特定個人情報保護評価

- 行政機関の長等の全項目評価書の審査及び承認を行う。

3. 独自利用事務の情報連携

- 独自利用事務システムの円滑な運用を図る。

➤ 国際協力 (別添1:「個人情報保護委員会の国際戦略」参照)

1. D F F T 推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境できる国際環境の構築

- 相互認証の維持・発展や企業認証制度の推進等の取組を行うほか、O E C Dにおけるガバメントアクセスやデータローカライゼーションに係る議論へ積極的に貢献する。

2. 国際動向の把握と情報発信

- 世界の個人データ保護機関等が集う枠組みで我が国の取組を積極的に発信する。

3. 国境を越えた執行協力体制の強化

- 個別の執行事案について、関係各国・機関等との連携を推進し、諸外国からの協力が必要な時に得られるような協力関係を強化する。

1. D F F T 推進の観点から個人情報安全・円滑に越境できる国際環境の構築

日本がG 7ホスト国となる2023年を見据え、米国や欧州との連携の深化、さらにはアジア太平洋諸国等との中期的な協力関係の強化により、D F F Tを具体化、推進。

- ビジネスの様態や規模に応じて、複数の選択肢から利用しやすい越境移転のスキームを選ぶことができる環境の整備。その選択肢となり得るグローバルな企業認証制度の構築。
- 個人データの相互移転枠組みの日 E U 以外への展開。日 E U 相互認証については、公的部門の一元化を踏まえた対象範囲拡大を検討開始。
- 無制限なガバメントアクセスやデータローカライゼーション等の新たなリスクに対処し得るグローバルスタンダードの形成に貢献。

2. 国際動向の把握と情報発信

技術革新や社会的課題等への対応についての世界潮流を適時に把握し、政策立案に反映。

- G P A、A P P A 等世界の個人データ保護機関等が集う国際フォーラム等に積極的に参画し、情報発信、収集、連携。
- 政策立案や事業活動に資するべく、委員会が収集した情報を、広く発信。

(注) GPA : 世界プライバシー会議 APPA: アジア太平洋プライバシー機関

3. 国境を越えた執行協力体制の強化

委員会が対応する個別の執行事案について、関係各国・機関等との連携を推進し、協力関係を強化。

- 国際的な枠組みへの参加、戦略的に連携が求められる諸外国の個人情報保護当局との緊密な協力関係の構築。

1. 事業者に関する監督の基本方針

- 個人情報保護法に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）への通報、メディア報道等による情報の取得等により事案の端緒を把握。
- 漏えい等事案（※）に対し、効果的かつ効率的に発生原因及び再発防止策等の調査・分析を行う。



- 機動的に必要な指導・助言及び勧告等を行い、勧告を行った場合において、これに従った個人情報等の取扱いの是正がなされていないときは、必要に応じ個人情報保護法の定めに従い命令を行い、さらに、必要に応じ公表を行う。

（※）令和4年度から、個人データ（行政機関及び独立行政法人等にあつては保有個人情報）の漏えい等事案であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合の個人情報保護委員会への報告が義務付けられた。

2. 行政機関等に関する監視の基本方針

- 漏えい等事案の報告、個人情報保護法に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）への通報、メディア報道等による情報の取得等により事案の端緒を把握。
- 毎年、委員会において議決した調査計画に基づき、委員会事務局において、対象の行政機関等を選定して定期的・計画的な実地調査を行う。
- 全ての行政機関等に対し施行状況調査を実施し、安全管理措置の実施状況等基礎的な情報を把握する。



- 機動的に必要な助言・指導及び勧告を行い、勧告を行った行政機関等に対し、これに基づいてとった措置に関する報告を求め、その状況について必要に応じ公表を行う。

個人情報保護法制

- ・ 個人情報保護法の改正
- ・ 制度・所管の一元化

個人情報保護法の成立と改正経緯

2003年 (平成15年) **個人情報保護法成立** (2005年 (平成17年) 全面施行)

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年 (平成27年) **個人情報保護法改正** (2017年 (平成29年) 全面施行)

平成27年改正法

3年ごと見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年 (令和2年) **3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正**

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

2021年 (令和3年) **個人情報保護制度の官民一元化**

令和3年改正法※

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年4月施行)

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正等。

令和2年改正法と令和3年改正法

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごと見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応、AI・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年4月施行)

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

令和2年個人情報保護法改正法（概要）

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- 保有個人データの開示方法（改正前は、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、従来の制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。
（※）改正前の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象としていた。

4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

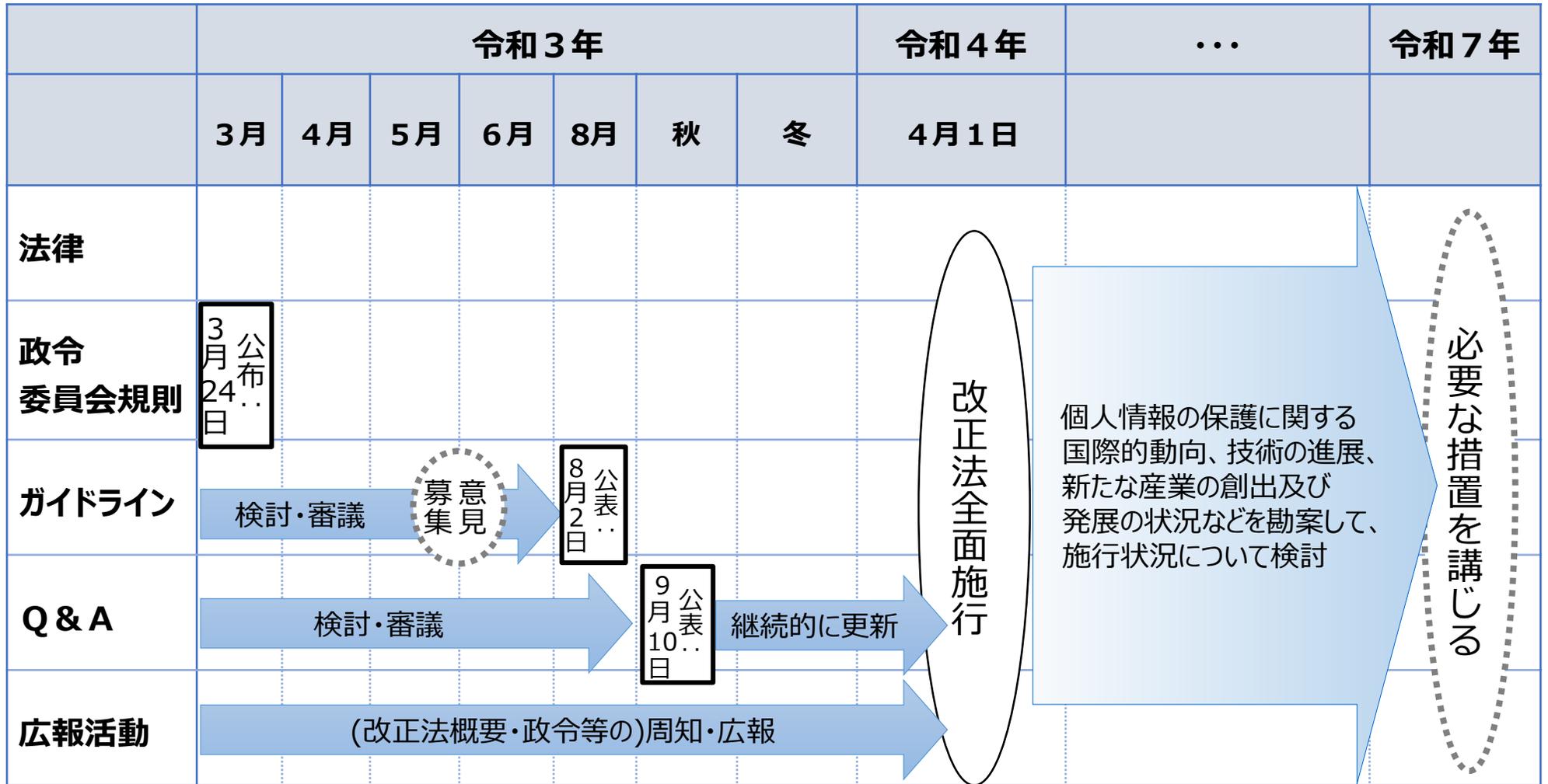
- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

【参考】令和2年個人情報保護法改正法今後の想定スケジュール（見込み）

（令和4年6月3日時点）



※デジタル社会形成整備法による個人情報保護法改正（令和3年改正法）のうち一部（デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係）が令和4年4月1日に施行。同整備法第51条による地方公共団体等関係は令和5年4月施行予定。

令和3年個人情報保護法改正（全体像）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【見直し前】

所管	総務省		個人情報保護委員会	各地方公共団体		
法令	個人情報保護法 行政機関	独立行政法人等 個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者	地方公共団体等	地方公共団体等	地方公共団体等
学術研究			適用除外			
個人情報の定義等	照合可能性	照合可能性	容易照合可能性	団体により異なる	規定なし (一部団体を除く)	
	非識別加工情報		匿名加工情報			

【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

【参考】令和3年個人情報保護法改正（地方公共団体に係る改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【参考】令和3年個人情報保護法改正（個人情報保護委員会の役割の変化）

- 改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。
 - ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
 - ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有する。
 - ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
 - ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
 - ✓ 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

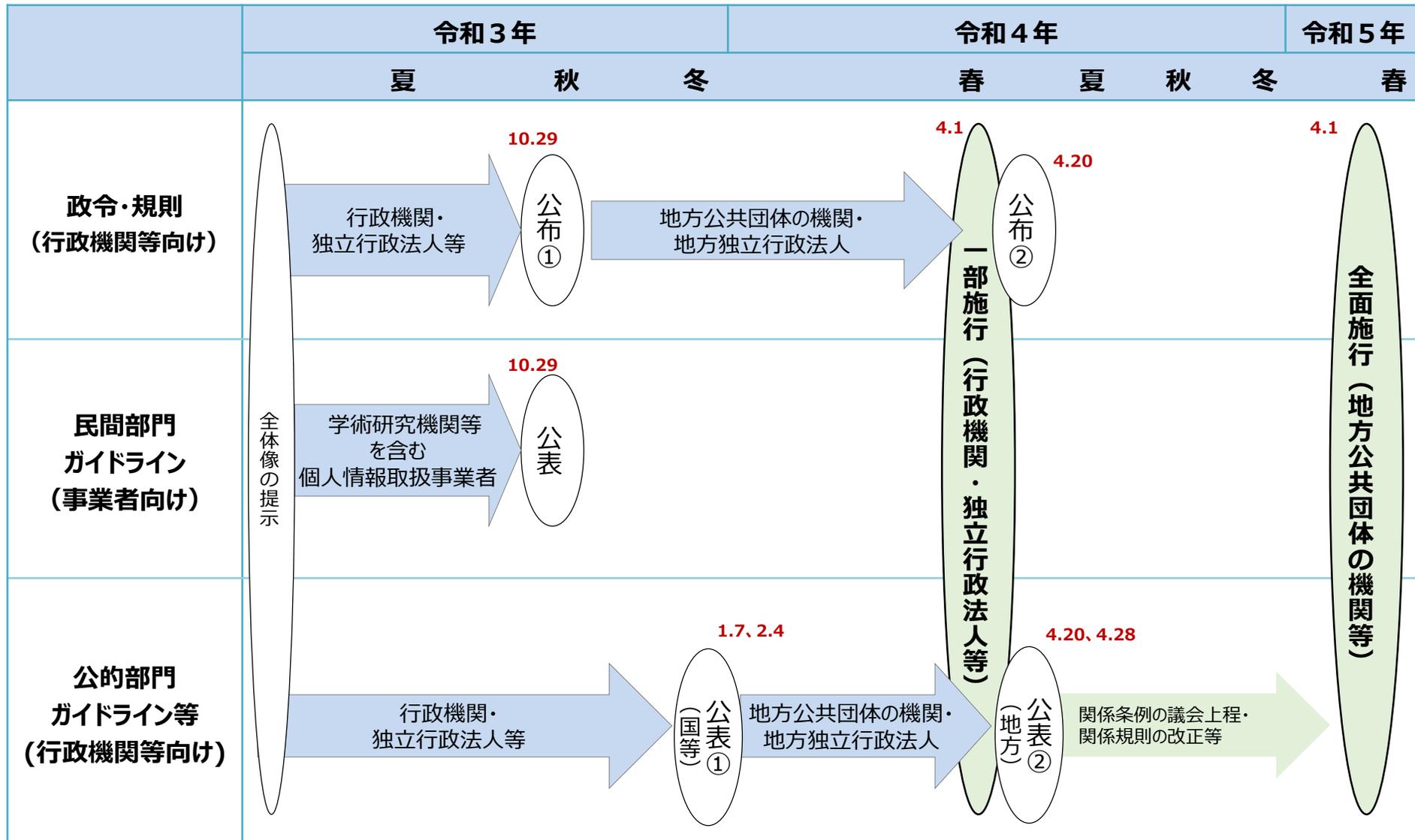
民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督の対比[※]

	民間事業者	行政機関	地方公共団体
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め 〔行個法では、総務大臣による 資料提出・説明の求め〕	資料提出・説明の求め (法律の規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (行個法には、規定なし)	実地調査 (法律の規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (行個法では、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (法律の規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (行個法には、規定なし)	勧告 (法律の規定なし)

※ 括弧内は、令和3年改正法の施行前の状況。

※ 独法等・地方独法については、本資料上は省略している。なお、地方公共団体については、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外を記載。

【参考】令和3年個人情報保護法改正（想定スケジュール）



今後の「3年ごと見直し」について

- 令和2年改正法の附則第10条の規定により、令和2年改正法の施行（令和4年4月1日）後、国際動向や技術革新、社会情勢などを踏まえ、新たな「3年ごと見直し」を行っていくこととされている。

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則（抄）

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第5 デジタル化の基本戦略

4. サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

② 個人情報の保護

令和3年（2021年）5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル社会形成整備法」という。）による個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正等により、令和4年（2022年）4月以降、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報等の取扱いについても改正後の個人情報保護法の規律が適用されている。

国の行政機関においては、この計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律や個人情報の保護に関する基本方針、個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則にのっとり、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。

また、個人情報保護委員会は、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の令和5年（2023年）4月の全面施行に向けて、条例改正等の施行準備を行う地方公共団体に対して丁寧な助言や支援などを行うとともに、改正後の個人情報保護法の適用対象となる国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人や、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等に対し、引き続き十分な周知・広報等を行う。

さらに、個人情報保護委員会は、令和2年（2020年）改正法の周知・広報を行うとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。

以上の改正法等によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、個人情報保護委員会の体制の強化を図る。

主要課題

D F F T 推進の観点から
個人情報が安全・円滑に越境移転できる
国際環境の構築等に向けた取組の推進

主な国際関連業務

1. DFFT推進の観点から、個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

① G7ラウンドテーブル

- G7のデータ保護機関が執行協力や先端技術とプライバシーについて協議する国際会議。日本は執行協力を推進。
- 本年9月には、G7議長国ドイツがホストとなり会合開催予定。来年は、G7議長国日本がホストとなり会合開催予定。

② Global CBPRの設立宣言 ※Global CBPR:グローバル越境プライバシールール

- CBPRは、越境個人データの保護について、企業等がプライバシー原則に適合していることを国際的に認証するシステム。APECの取組みとしてCBPRを実施してきたが、本年4月、独立した新フォーラムとしてGlobal CBPRの立ち上げを宣言。

③ 日EU相互認証枠組みの継続

- 2019年に発行した日EU相互認証に係るレビュー作業を実施中。

④ OECDでのガバメントアクセスに係る高次原則策定に向けた協議

- OECDにおいて、信頼性のあるガバメントアクセスに係る高次原則の策定に向けた協議に参画中。

2. 国際動向の把握、情報発信

① GPA（世界プライバシー会議）

- 世界各国のデータ保護機関（約130機関）が参加する国際会議。全体会合のほか、執行協力やAIの作業部会に参加。

② APPA（アジア太平洋プライバシー機関）

- アジア太平洋地域のデータ保護機関（13の国・地域、19機関）が参加する国際会議。プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を実施。

3. 国境を越えた執行体制の強化

① 英国ICOとの協議・連携強化

- 英国ICO（Information Commissioner's Office）と、二国間協力強化の枠組みに基づき、当委員会初となる執行の強化に係るMOC（Memorandum of Cooperation）の締結に向け、定期的な協議を実施中。

② シンガポール個人データ保護委員会との関係強化

- 戦略的に連携を強化すべき外国の個人情報保護当局として、シンガポールPDPCに働きかけを実施中。

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合

- G7では、デジタル大臣会合とともに、データ保護・プライバシー機関の委員長級同士が協議をするラウンドテーブル会合が開催されている。
- 2023年には、個人情報保護委員会が、G7ラウンドテーブル会合を主催する予定。
- ラウンドテーブルでは、国境を越えた執行協力や先端技術とプライバシー保護について議論し、G7間の連携促進を図っている。

G7デジタル大臣会合 大臣宣言（2022年5月11日採択）抜粋

21. 我々は、「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT) が、イノベーション、繁栄、民主主義的価値を支えるものであることを認識する。2019年 G20 大阪首脳宣言、2021 年英国議長下で策定された G7 DFFT に関する協力のためのロードマップ及び G7 デジタル貿易原則を踏まえ、我々は、このトピックに関する取組を継続するための G7 DFFT アクションプランを採択する。
38. 我々は、2023 年に日本が G7 議長国として、この宣言を基に、特にデータ保護及びプライバシー関連当局のラウンドテーブルでの議論を通じて、DFFT のための規制協力の促進を含む DFFT 及びオンラインの安全性に関しての取組を継続する意思があることを歓迎する。(略)

主なG7関連会合の今後の予定

開催月	会議名	主催国
2021年9月	ラウンドテーブル会合	英国
2022年5月	デジタル大臣会合	ドイツ
2022年6月	ラウンドテーブル会合執行協力作業部会（注）実務者レベル会合	日本
2022年9月	ラウンドテーブル会合	ドイツ
2023年	デジタル大臣会合	日本
2023年	ラウンドテーブル会合	日本

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）①（抄）

第1 はじめに ～重点計画の目的～

我が国は、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築することが、国境を越えた自由なデータ流通を促進することを可能にするとの認識の下、令和元年（2019年）に「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の概念を提唱したが、今こそDFFT推進に向けた具体的成果の創出が求められている。令和5年（2023年）のG7日本議長年も見据えて、我が国がDFFTの推進をリードしていくこととする。

第5 デジタル化の基本戦略

3. 国際戦略の推進

① DFFTの推進に向けた国際連携

社会のデジタル化・グローバル化が進み、データの収集・分析・加工による新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速している一方、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化してきており、また、プライバシーやセキュリティ等、データ流通に関連する制度は各国の状況に応じて様々であり、中には、自国から他国へのデータ移転を制限する等の規制を設ける国も出てきている。

我が国としては、新たな価値の源泉であるデータが自由で信頼性が担保された枠組みで流通することが経済成長をもたらすとの考えの下、テクノロジーを軸に、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、まずはデータに対する基本的考え方、理念を共有する国々と連携し、データ流通に関連する国際的なルール作りや討議等を通じて、DFFTを推進する。

令和3年（2021年）4月には、G7デジタル・技術大臣会合において、DFFTを推進するための具体的な協力分野とロードマップが採択され、令和4年（2022年）5月には、G7デジタル大臣会合において、DFFTを推進するための行動計画が採択された。

デジタル保護主義に対抗するためには、有志国との連携を図ることが必要であるところ、我が国としてはテクノロジーを軸に、「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」などとのバランスの取れた国際ルール・制度形成を主導する。これまでのG7等の国際的な議論・取組を踏まえ、DFFTの一層の具体的推進に向けて、令和5年（2023年）のG7日本開催における具体的成果創出を目指す。

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

Ⅱ．国際戦略の推進

[No. 2 – 3] 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

・ 個人データの国境を越えた流通が増大する中、DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築・維持に向けた対話、英国との間では日英間の相互の関心事項に関する対話を通じた継続的な連携枠組みの構築、米国との間では個人データの円滑な越境移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムへの参加拡大に向けた対話を行うとともに、日米欧三極間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。日本がG7ホスト国となる令和5年（2023年）も見据え、DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築に向けた取組を更に進めていく必要がある。

・ DFFTを更に推進する観点から、令和4年度（2022年度）においても、個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築を進める。世界プライバシー会議（GPA）、アジア太平洋プライバシー機関（APPA）やG7等の国際的な枠組みにおける連携の深化や、米国、欧州、アジア太平洋諸国等の各国・地域との協力関係の強化を図り、既存の越境データ移転の枠組みの維持・発展や深化を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっているOECDプライバシーガイドラインにおいて規律するための議論を主導する。また、CBPRシステムのグローバル化に向け、関係者との議論を進めるとともに、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。

・ 上記の取組により、米国や欧州との連携の深化やアジア太平洋諸国等との中期的な協力関係の強化、ひいては信頼性のある個人データ流通に資するグローバルスタンダードの確立を目指す。これにより、DFFT推進の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築が図られる。